

第25号議案

島根県職員定数条例の一部を改正する条例

島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「51人」を「57人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。